

第27回 移動容器規格委員会

日時：令和7年6月6日(金) 10:00～12:00

開催方法：オンライン開催（Webexを使用）

議題（公開）：

【審議事項】

- (1) 技術基準整備3ヶ年計画（2025年～2027年度）(案)について
- (2) アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121 の見直しについて
- (3) 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 の見直しについて
- (4) 容器等製造業者登録基準 KHKS0102 の見直しについて

【報告事項】

- (5) 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150 の改正(軽微な変更)について(報告)
- (6) その他

なお、以下の点にご留意下さい。

傍聴を希望される方は、氏名、職業、連絡先（電話番号及びFAX番号）を必ず明記のうえ、6月3日(火)17:00までに下記連絡先まで、FAX又はe-mailにてご登録ください。

（ご登録頂いた情報は、当委員会の運営（連絡等）のため必要な範囲においてのみ使用致します。）

ご登録後、6月4日(水)を目途に、web参加用のURLを送付させていただきます。

また、委員会に参加する全ての方（傍聴者を含む。）には、委員等倫理心得（次頁参照）の遵守を求めます。傍聴を希望される方は、この点ご留意いただきますようお願いいたします。

連絡先：高圧ガス保安協会 機器検査事業部門
検査業務グループ 技術審査チーム 伊藤

TEL:03-3436-6104

FAX:03-3436-0688

E-mail insp@khk.or.jp

委 員 等 倫 理 心 得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

（専門性の保持）

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

（中立性の確保）

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

（秘密保持義務等）

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

（品位の保持）

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。